



# 鳥取県公報

平成 20 年 9 月 24 日 (水)  
第 8 0 2 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	保安林の指定施業要件の変更予定 (643) (森林保全課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (644) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (645) (〃) . . . . . 2
	土地改良区の役員の就退任 (646) (東部総合事務所農林局) . . . . . 3
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第643号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡南部町鶴田字小原山ノ一1332の1、寺内字滑谷692の26、692の27
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第644号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の 氏名	主たる事務所の 所在地	居宅サービス事業を行 う事業所の名称	居宅サービス事業を 行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社アドバン 取締役 谷口 信	鳥取市若葉台北 四丁目7-1	デイサービスわかば	鳥取市若葉台北六丁 目3-27	平成20年9月1 日

## 鳥取県告示第645号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の 氏名	主たる事務所の 所在地	介護予防サービス事業 を行う事業所の名称	介護予防サービス事 業を行う事業所の所 在地	変更年月日
株式会社アドバン 取締役 谷口 信	鳥取市若葉台北 四丁目7-1	デイサービスわかば	鳥取市若葉台北六丁 目3-27	平成20年9月1 日

**鳥取県告示第646号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年9月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	竹 内 肇	岩美郡岩美町大字岩常536
〃	大 森 博	岩美郡岩美町大字馬場113
〃	太 田 頼 雄	岩美郡岩美町大字延興寺82
〃	中 島 宏 和	岩美郡岩美町大字大谷664
〃	米 山 登	岩美郡岩美町大字外邑281
〃	田 渕 幸 孝	岩美郡岩美町大字岩常571
〃	瀧 山 敏 春	岩美郡岩美町大字小田180-1
〃	田 中 久 雄	岩美郡岩美町大字池谷312
〃	澤 孝 也	岩美郡岩美町大字大谷641
〃	神 谷 博 文	岩美郡岩美町大字院内262
〃	加 納 淑 郎	岩美郡岩美町大字荒金423
〃	澤 貴 志	岩美郡岩美町大字大谷1555-4
〃	飯 野 隆	岩美郡岩美町大字黒谷103
〃	楠 田 理	岩美郡岩美町大字本庄503
〃	岸 龍 司	岩美郡岩美町大字大谷586
〃	大 西 勇	岩美郡岩美町大字大谷1881-1
〃	横 田 光 男	岩美郡岩美町大字長郷123
〃	橋 本 友 幸	岩美郡岩美町大字白地490
〃	前 田 節 夫	岩美郡岩美町大字太田134
〃	篠 原 孝 雄	岩美郡岩美町大字長谷704-3
〃	難 波 英 治	岩美郡岩美町大字真名61
〃	谷 口 博 義	岩美郡岩美町大字相山37
〃	高 垣 進 也	岩美郡岩美町大字岩井850
監 事	田 中 展 昌	岩美郡岩美町大字池谷59
〃	澤 貢	岩美郡岩美町大字大谷834-2
〃	橋 本 昭 徳	岩美郡岩美町大字河崎447

平成20年8月2日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	竹 内 肇	岩美郡岩美町大字岩常536
〃	大 森 博	岩美郡岩美町大字馬場113
〃	太 田 頼 雄	岩美郡岩美町大字延興寺82
〃	中 島 宏 和	岩美郡岩美町大字大谷664
〃	米 山 登	岩美郡岩美町大字外邑281
〃	田 渕 幸 孝	岩美郡岩美町大字岩常571
〃	瀧 山 敏 春	岩美郡岩美町大字小田180-1
〃	田 中 久 雄	岩美郡岩美町大字池谷312
〃	澤 孝 也	岩美郡岩美町大字大谷641
〃	神 谷 博 文	岩美郡岩美町大字院内262
〃	加 納 淑 郎	岩美郡岩美町大字荒金423
〃	澤 貴 志	岩美郡岩美町大字大谷1555-4
〃	飯 野 隆	岩美郡岩美町大字黒谷103
〃	楠 田 理	岩美郡岩美町大字本庄503
〃	岸 龍 司	岩美郡岩美町大字大谷586
〃	橋 本 昭 徳	岩美郡岩美町大字河崎447
〃	大 西 勇	岩美郡岩美町大字大谷1881-1
〃	橋 本 友 幸	岩美郡岩美町大字白地490
〃	前 田 節 夫	岩美郡岩美町大字太田134
〃	篠 原 孝 雄	岩美郡岩美町大字長谷704-3
〃	難 波 英 治	岩美郡岩美町大字真名61
〃	谷 口 博 義	岩美郡岩美町大字相山37
〃	高 垣 進 也	岩美郡岩美町大字岩井850
監 事	田 中 展 昌	岩美郡岩美町大字池谷59
〃	澤 貢	岩美郡岩美町大字大谷834-2
〃	横 田 光 男	岩美郡岩美町大字長郷123

平成20年8月3日就任 任期4年

---

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年7月29日付鳥取県告示第542号）の内容  
（告示の内容）

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

畑 茂夫	西伯郡南部町中字飛石谷山939の2
小谷 智子	西伯郡南部町中字マタラカ峠谷山1199
森山 備章	〃
幅田岩次郎	西伯郡南部町八金字ヤナゲ谷山922
幅田 陽吉	西伯郡南部町八金字ヤナゲ谷山923
前田 為七	西伯郡南部町八金字ヤナゲ谷山924
井上 鹿造	西伯郡南部町八金字ヤナゲ谷山925の2
恩田亀三郎	〃
恩田 近蔵	〃
山田角太郎	〃
山田 金一	〃
生田 岱一	〃
前田亀三郎	〃
幅田 洋美	〃
南部町鴨部 財産区	西伯郡南部町能竹字信谷奥126の1
〃	西伯郡南部町能竹字信谷奥126の2
南部町能竹 財産区	〃
南部町鴨部 財産区	西伯郡南部町能竹字後口谷348
南部町能竹 財産区	〃
南部町鴨部 財産区	西伯郡南部町能竹字畑ヶ谷中367
南部町能竹 財産区	〃
大西新太郎	西伯郡南部町能竹字八荒神733
赤井 栄作	西伯郡南部町能竹字八荒神733の1
組田久次郎	西伯郡南部町下中谷字椿谷2284
〃	西伯郡南部町下中谷字椿谷2285の1
長尾 高	西伯郡南部町上中谷字椿ヶ谷33
都田 花枝	〃
都田 広義	〃

上長田神社	西伯郡南部町上中谷字椿ヶ谷34
〃	西伯郡南部町上中谷字椿ヶ谷35
長尾 高	西伯郡南部町上中谷字フロノ下モ41の1
都田 花枝	〃
都田 広義	〃
細谷亀太郎	西伯郡南部町上中谷字へい塔52
長尾 高	西伯郡南部町上中谷字コリカキ48
都田 花枝	〃
都田 広義	〃
須山 高	西伯郡南部町上中谷字上向92
遠藤 秋枝	西伯郡南部町上中谷字管ノ塔山329の1
遠藤 市雄	西伯郡南部町上中谷字家ノソラ794
遠藤 秋枝	西伯郡南部町上中谷字家ノソラ796
遠藤 賢一	西伯郡南部町上中谷字清水平山931
遠藤 源治	〃
遠藤 広春	〃
遠藤 秋富	〃
高木 文男	〃
村上 一男	〃
藤原 幸男	〃
遠藤 賢一	西伯郡南部町上中谷字山神谷939
遠藤 源治	〃
遠藤 広春	〃
遠藤 秋富	〃
高木 文男	〃
村上 一男	〃
藤原 幸男	〃
遠藤 賢一	西伯郡南部町上中谷字堀田ヶ塔前951
遠藤 源治	〃
遠藤 広春	〃
遠藤 秋富	〃
高木 文男	〃
村上 一男	〃

藤原 幸男	〃
遠藤 武雄	西伯郡南部町上中谷字堂ノ塔山2218の2
遠藤 賢一	西伯郡南部町上中谷字道ノ上2260の1
遠藤 源治	〃
遠藤 広春	〃
遠藤 秋富	〃
高木 文男	〃
村上 一男	〃
藤原 幸男	〃
細谷亀太郎	西伯郡南部町上中谷字才ノ谷南平2612の1
早田財産区	西伯郡南部町上中谷字テイカ塔2566の1
定常財産区	〃
細田 忠宏	西伯郡南部町上中谷字才ノ谷奥2586
西村まさえ	西伯郡南部町大木屋字家ノ奥338の2
舩越 彦平	西伯郡南部町大木屋字九反場551
坪倉 伝蔵	西伯郡南部町大木屋字九反場552の2
大木屋村中	西伯郡南部町大木屋字奥田ノ上604の2
大江松次郎	西伯郡南部町掛相字家ノ上山369
池田 芳彦	〃
持田捨次郎	西伯郡南部町掛相字家ノ上山371
米田 秀吉	西伯郡南部町掛相字家ノ上山372
〃	西伯郡南部町掛相字家ノ上山373
金田勝次郎	西伯郡南部町掛相字家ノ上山374
瀬尾 武夫	西伯郡南部町猪小路字権善山24

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 南部町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課